

サービス利用規約

弊社のサービスをご利用頂く際の注意事項と規約を掲載致しております。弊社でのお申込の前に必ずお読み下さい。またお申込においては当約款に同意頂いたものとさせて頂きますので予めご了承下さい。※2020年2月5日改定

第1条（契約の成立）

受講申込者（以下「申込者」という）は、コース／プログラム（以下「講座」という）の内容及び以下の条項を承諾のうえ、MeRISE English Academy（以下「本校」という）に対して受講の申込みを行い本校はこれを承諾します。

第2条（お申し込みについて）

弊社では学校の手配、お申込に関しては、お客様からの入金確認後に手続を開始致します。また確認後、入金確認のご連絡と留学に必要な資料などを電子メールにて送付致します。
但し、学校側の事由で手続が遅延する場合がございます。
遅延する場合はその都度ご連絡致しますが遅延の可能性については予めご了承下さい。

第3条（役務の提供及び対価の支払）

本校は申込者に対し、本校の定める講座の中から、申込者が選択した内容の役務を提供します。申込者は、学費、その他請求書に記載された金額を本校の定める方法により、本校の指定する期日までに支払うこととします。

第4条（学習指導の形態）

本校の指導形態は、所定の教室で所定の指導時間内に、一人の講師が原則としてマンツーマンで講座を行います。（選択された講座によってはグループレッスンの授業形態もあります。）

第5条（学習指導の実施場所）

学習指導の実施場所は、本校の指定する場所において行います。但し、やむを得ない事情がある場合には、他の場所に移動することがあります。

第6条（学習指導期間と契約期間）

学習指導の期間は、学習指導の開始日から講座の終了の日までの間、又は請求書に記載する期間とします。本校が学習指導を提供している限り実際の受講の有無に関わらず役務を果たしていることとします。
なお、契約期間は、講座の終了の日、或いは本校の施設の利用を停止するまでの間いざれか遅い日とします。

第7条（申込者による任意解除）

キャンセル時点	キャンセル料金
留学開始31日前まで	60,000円
留学開始30日～14日前まで	基本料金30%
留学開始13日前～留学前日まで	基本料金50%
留学当日	基本料金70%
留学当日の無連絡でのキャンセル	基本料金100%

※基本料金以外は返金の対象外となります。

※各種割引適用時は、割引適用後の金額となります。入学金を対象とした割引に関しては当該留学費用の計算に含みません。

※但し、キャンセル料金が60,000円を下回る場合、下限金額を60,000円又は基本料金全額のいずれか低い方とし徴収させて頂くものとします。

※期間の短縮や変更により、いかなる割引（キャンペーン等含む）も適用ができなくなる場合がございます。

留学開始後のキャンセルについて

留学開始後、留学を中止される場合で、留学残り期間が留学全週間の半分以上残っている場合（例：12週間留学の場合、残週間が6週間以上）に限り、残週間の留学費用から、同留学費用の50%、キャンセル手数料60,000円および振込手数料を差し引いた金額を返金させていただきます。計算結果がマイナスとなった場合は、返金額ゼロとなります。

ただし、規定違反等により退学となった場合には、一切の返金はございませんので、ご了承ください。

※上記キャンセル費用は全てお一人様あたりの計算となります。

ご返金額計算例)

基本プログラム12週間・デラックス外窓タイプ・オプションなし、5週間消化時点で残期間キャンセルをいただいた場合

基本料金：1,090,000円

消化週間：5週間

同留学タイプ・5週間のコース料金：460,000円

残週間の留学費用：1090,000円-460,000円=630,000円

キャンセル費用：630,000円×50%+60,000円=375,000円

ご返金額：630,000円-375,000円=255,000円-振込手数料

天災等による休講について

当校の統制外で起きた事由や、天災地変（台風、停電、地震など）などの不可抗力事由で授業が実施できない場合、当校としては責任・保証は致しかねますので、ご了承ください。

個人的理由による欠席への対応について

個人的理由による授業不参加の場合の払い戻しや再授業はいたしません。

ご自身の都合による授業の欠席などは、いかなる場合でも返金・保障は致しません。

ご留学中に体調不良となった場合

ご留学中は、レッスン受講前に毎日検温を実施いただきます。検温の結果、体温が37.5度以上ある場合には、自室よりオンラインにてレッスンをご受講いただきます。また、咳が続く場合なども同様に自室でのレッスンとなりますのでご了承下さい。新型コロナウイルスの検査を希望する場合には、学校の用意した抗原検査キットをご利用いただくか（利用の際はキット代金として1,000ペソをお支払いいただけます）又は近隣の病院にて抗原検査をご案内させていただきます。

新型コロナウィルス罹患によるキャンセル及び留学中断について

新型コロナウィルスに罹患したことにより留学を実施及び継続できない場合のキャンセルについては、

本条に記載するキャンセル料金の適用は行わず、以下の特別対応を行うこととする。

留学開始前に罹患した場合：

フィリピンへの渡航日当日時点が、厚生労働省の定める療養期間中となる場合、当社に支払った留学費用全額を返金いたします。なお、返金に当たっては、保健所が発行する療養証明書の提示が必須となります。

留学中に罹患した場合：

留学中に新型コロナウィルスに罹患し、授業を受けることができなくなり当該事由により帰国を希望する場合については、翌週分以降の基本料金を全額返金いたします。なお、現地での療養期間を病院等ではなく、当社滞在施設の利用を継続希望される場合については、当該滞在費用と上記の返金額を相殺した上で最終的な返金額を算出いたします。

ご予約確定について

ご予約の確定はお申し込みフォームを送信頂き、弊社より受入可能の旨ご連絡した時点となります。

キャンセル受領日について

キャンセルのご連絡は、eメールもしくは電話でのご連絡により、通知を受け取った日をキャンセルの受領日といたします。

返金対応について

返金が必要である場合には、振込みにかかる送金手数料、銀行手数料は、お申込者のご負担となります。

それらの費用を差し引いた額を日本円にてお客様の指定口座にお振込みいたします。

返金のお振り込みに関しましては最大30日程度の日数を要しますので、ご了承下さい。

損害に対する賠償について

当社は、その責めに帰すべき事由により、損害賠償責任を負う場合であっても、賠償すべき損害の範囲は、相手方に生じた通常の損害に限るものとする。また、賠償すべき損害の金額は、個別契約に関して、現実に支払済みの授業料相当額を限度とする。

第8条（任意解除の方法）

前条による契約の解除は、申込者が契約を解除する旨を記載した本校所定の書面を本校に提出することにより効力を生じます。解約により発生する手数料はご負担いただきます。

第9条（役務の変更）

1、申込者は本校に対し申込者が選択したコース／プログラムの内容の役務を変更するよう求めることができます。但し、本校の定める事項に抵触する場合はこの限りではありません。

2、本校は提供する役務に関して出来る限り最新の情報を提供しておりますが、事情により告知なしに変更されることがあります。

第10条（本校ウェブサイトについて）

本校で提供する情報に関して、細心の注意を払いご提供致しておりますが、情報によっては時間的な誤差が発生する場合もございます。よって弊社がご案内する情報及びコンテンツに関して、最終的に内容を保証するものではありません。また当サイトを利用した事で生じたいかなる損害について、一切の責任を負いかねます。

第11条（プライバシーポリシーについて）

本校では、お客様から頂いた個人情報の保護に細心の注意を払っております。よって本校への電子メールや直接面談によって得た個人情報は、他へ漏洩しない事を強く約束致します。またウェブサイトへ個人情報が掲載される場合、必ず本人の許諾を頂いております。但しこそ承諾頂いた情報または個人情報を含まない情報に関しては、当サイトで一般情報として使用させて頂きます。

第12条（役務を提供できないときの取り扱い）

本校は、申込者の契約した役務を本校の責に帰すべき事由により提供できないときは、休講とし、その場合できる限り補講を行います。補講を行った場合は出席の可否にかかわらず学費の返還はいたしません。

補講ができない場合は、休講分の学費を速やかに返還します。但し、申込者の契約した役務をできないことにつき、本校の責に帰す事由がないときは、この限りではありません。

第13条（施設等の利用）

申込者は、第7条に定める期間中、本校の施設・備品など本校の定める規則に従い利用することができます。但し、本校が利用を禁止した期間については、当該施設・備品などを利用することはできません。

第14条（損害賠償）

何らかの事情で当校に責任が発生し、損害賠償義務を負う場合であっても賠償金額は留学費用として受け取った金額を上限とします。但し、外出中など本校の管理下にない間に発生した事故、本校の受講生の能力又は技能が向上しないことに起因する損害、本校において生じた盗難及び紛失については、一切損害賠償の責は負いません。また本校の管理下における受講生の行為に起因する偶然の事故については、法律上の損害賠償に基づき受講生及び、その保証人が解決にあたるものとします。

第15条（遵守義務）

申込者は、本校の定める規定、講師及び本校の職員の指示や指導を遵守するものとします。申込者は、本校の運営に對して妨害となる行為、本校を誹謗中傷する行為、その他公序良俗に反する行為を行わないものとします。申込者は、申込者の所持品について、自己の責任において保持管理しなければならないものとします。

第16条（禁止事項）

本校は申込者による以下の行為を固く禁止致します。なお本件につきましては契約期間終了後においても等しく禁じるものとします。

1、本校が雇用する者と生徒との間に発生する金銭の取引。

2、講師の勧誘及びそれに準ずる行為。

3、その他当校の運営を妨げる行為。

第17条（本校による解除）

本校は、申込者が前条の定めに違反して、改善を求めたにもかかわらず改善のない場合は、当該申込者に対して学習指導を停止し、又は契約を解除することができます。この場合、当該停止期間中の学費、契約解除に伴う学費は、返還しないものとします。

第18条（不可抗力による免責事項）

本校は以下の場合において、一切の責任を負わないものとします。

1、戦争、暴動、自然災害、疫病、交通機関の遅延又は不通、講師の死亡・事故など不可抗力により役務の提供、遅滞、変更、中断もしくは廃止、その他講座に関連して発生した申込者の損害。

2、海外渡航における全ての活動（交通機関利用、就学、観光、ショッピング、飲食、スポーツなど）において、事故や灾害、怪我、犯罪による損害。

3、フィリピンの祝日などによる受講日数の減少（原則、振替授業等は行いません。）

4、申込者がパスポート及び航空券、VISA等の取得ができず、予定の出発ができない場合。

5、また申込者がパスポート及び航空券、VISAの不備等、その他何らかの事情により、航空会社による搭乗拒否、出発国による出国拒否、渡航先国に入国拒否をされた場合。交通機関における運行遅延、運行休止等によって発生した損害及び日程変更。

6、渡航方法、渡航先国の情報やVISA申請情報等の情報提供サービスは、最新の情報に基づいて行なわれていますが、渡航先国・航空会社等で諸事情に変更がある場合もあり、申込者がその情報を利用し行動する際の責任、また変更に伴う責任。

7、申込者との連絡に使われる電子メールや電話等の障害・特徴に起因して発生した損害に対する責任。

8、フィリピンのインターネット配信環境において発生した通信の遅れ・不通等に対する責任。

第19条（紛争の解決）

本約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合には両者協議のうえ解決するものとします。

本契約に定めのない事項については、民法その他の法令によるものとします。

第20条（約款の変更）

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。